

小松市エネルギー価格高騰対策支援金の申請に係る宣誓書

本支援金の申請に際し、下記の各項目について宣誓します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は宣誓した事項に違反した場合は、申請を取り下げ、既に補助金の給付を受けていた場合は、速やかに補助金を全額返還します。

- （1）支援金の交付対象となる事業者および事業所の要件を満たしていること
- （2）本支援金の交付申請書兼実績報告書等に記載の内容ならびに提出した添付資料等は事業に供するものであること
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同条第13項の接客業務受託営業を行っていないこと
- （4）小松市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員及びその他反社会的勢力又はそれらと関係する者が経営又は運営に実質的に関与していないこと
- （5）市及び市が委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- （6）不正受給が判明した場合には、小松市エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱に従い、本支援金の返還を行うこと

令和 年 月 日

法人名(法人の場合)

代表者又は個人事業者等の氏名

印

※自署または記名押印（法人の場合は会社印と代表者印）